

会員・理事・代議員の定数

平成15年4月1日現在

支部名	会員	理事	代議員	支部名	会員	理事	代議員
北海道	8	1	1	滋賀	22	(1) 2	3
青森	21	2	3	京都	14	1	2
秋田	12	1	2	奈良	13	1	2
山形	28	2	3	和歌山	11	1	2
茨城	35	(1) 2	4	鳥取	11	1	2
栃木	53	3	6	島根	9	1	1
群馬	56	3	6	岡山	28	2	3
埼玉	30	2	3	広島	25	(1) 2	3
千葉	12	(1) 1	2	山口	12	1	2
東京	6	1	1	徳島	5	1	1
神奈川	49	(1) 3	5	香川	8	1	1
山梨	24	2	3	愛媛	10	1	1
長野1	14	1	2	高知	7	1	1
長野2	15	1	2	福岡	54	3	6
静岡東	15	1	2	佐賀	19	1	2
静岡西	117	6	12	長崎	27	2	3
新潟	11	1	2	大分	9	1	1
岐阜	30	2	3	宮崎	10	1	1
愛知	76	(1) 4	8	熊本	4	1	1
三重	17	1	2	計	927	(6) 65	110

注 理事・代議員の定数

1. 支部長は理事する
2. 理事は会員数20人まで1人とする。
3. 代議員は10名毎に1人とする。
4. 会長、副会長、会計理事の就任した支部は、理事を補充する。  
( )内は補充理事数する。